

私は、日本共産党を代表して、産業競争力強化法案について質問します。

本法案は本年六月に閣議決定された日本再興戦略を具体化したもので、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すとしています。政府は、さらなる規制緩和によって、企業の競争力を強化し、日本経済を再生させるとしていますが、本法案が目的で掲げているように国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するものとなるでしょうか。

茂木大臣は衆議院での質疑で「企業の収益性が高まれば従業員賃金上昇や雇用の拡大を生み、国民経済の発展につながる」と答弁されています。政府は「大企業を応援し、大企業がもうけをあげれば、いずれは雇用、賃金、家計にまわってくる」と言い続けてきましたが、実態はどうでしょうか。大企業は利益を上げて内部留保としてため込むだけで、労働者の賃金は下がり続けたのがこの十五年間ではありませんか。

また、「デフレで国民所得と産業競争力が奪われてきた」としていますが、デフレ経済の悪循環はなぜ起こったのでしょうか。大企業が、株主の利益最優先で、国際競争力強化のため、コスト削減競争に走り、非正規雇用の拡大など賃金引下げ政策を押し進め、内需を犠牲にしてきたからではありませんか。大企業ばかり支援しても景気は良くなかったという教訓こそ汲み取るべきであります。

さらに今、アベノミクスで、上場企業の収益は回復傾向を見せています。史上最高益をあげた富士重工のおひぎ元、群馬県太田市では、地元信金の取引先の調査によれば、賃金を引き上げる予定があるとした企業はわずか三、四%であり、据え置くとした企業は七六%となっています。

大企業の利益があがっても労働者の賃金には回っていないという実態こそ直視すべきです。

法案の内容について質問します。

第一に企業実証特例制度とグレーゾーン解消制度についてです。

企業実証特例制度は新たに企業単位で特例的に規制緩和を認めるもので、企業が新しい事業を行う場合、自らが規制の代替措置を提案すれば規制緩和を可能とするものです。その特例の事業の対象となる分野は、医療、農業、環境、労働なども含め、例外はないということですか。

グレーゾーン解消制度は、企業の新事業における規制について、白か黒かを明確にするものだとしています。黒の場合は、代替措置を用意し、企業実証特例制度への持ち込みが可能となります。提案された代替措置に対して規制官庁が認めない場合でも、日本経済再生本部など、最終的に安倍首相に判断がゆだねられることとなります。結局、なし崩しに規制緩和が進められることになるのではありませんか。

第二に、産業活力再生法との関係です。

本法案には産活法からの移行条文が百力条と全体の三分の二を占めています。リストラ計画に政府がお墨付きを与えて推進する産活法と合わせて、実施された労働者派遣法や労働基準法などを改悪した結果、OECD加盟国の中で、日本は首切りしやすい国の五位に位置しています。本法案には労働者のリストラと不安定雇用が増加した教訓は全く反映されていません。政府は、個別事例での雇用者数の減少があるとしたものの、全体として雇用確保に貢献してきたとの認識を示しました。これは、大量のリストラと大量の非正規雇用への置き換えを認めるということではありませんか。これではさらに賃金全体を押し下げ、内需は低迷し、景気悪化を招くではありませんか。

二〇一三年九月のG20宣言では、「質の高い雇用を通じた成長」を課題に掲げ、「生産的でより質の高い雇用創出することは、強固で持続可能な均衡ある成長、貧困削減及び社会的一体性の向上めざす各国の政策の核である」と述べ、「非正規雇用を減少させるため」の効果的な対策を呼び掛けています。不安定雇用をいっそう拡大する規制緩和は、この呼びかけに真っ向から挑戦するものです。見解をお聞かせください。

第三に、法人税の問題です。この法案とセットで、様々な法人税の軽減措置が検討されています。国際競争力を高めるとしていますが、世界が目指している方向はどうでしょうか。各国による法人税引き下げ競争は、それぞれの税構造をゆがめ、所得、消費への課税強化など国民の負担増を招いています。

OECDは法人税の引き下げ競争は「有害な税の競争」と警鐘を鳴らし、二〇一〇年のG20で是正の必要性を提起しました。今年のG20でも「多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって、支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容または奨励しないようにすることを要請する」としています。政府が閣議決定した日本再興戦略は、法人税の引き下げ競争はやめようというこの要請に対し、逆行するものです。

今日本政府がなすべきことは、国際協調をすすめて、「税の引き下げ競争」をやめようと世界各国に呼びかけることではありませんか。

また、本法案ではベンチャー企業への投資を促進するとして、国立大学法人が特定成果活用支援事業を実施するベンチャーファンドに出資や援助ができるという規定が盛り込まれています。国立大学法人の予算の原資は税金と学生の授業料などによるものであり、損失が出た場合、いったい誰が責任を負うことになるのか。明確にお答えください。

今、日本が目指すべきはコスト競争に勝ち抜き、世界で最も企業が活動しやすい国を作ることではありません。大企業の内部留保を労働者の賃上げに回して内需を拡大すること、事業所の九九・七%を占め、雇用の七割を支える中小企業全体の底上げを支援して、地域経済を再生させることこそ、国民生活の向上につながるものであることを指摘し、質問を終わります。